



立花 宏(たちばな ひろし)

社団法人 日本経済団体連合会
専務理事

1. これまでの輸出入・港湾諸手続の 効率化に対する取り組みと評価

輸出入・港湾諸手続の効率化について、日本経団連では、高コスト構造の是正を通じた産業競争力の強化を図る観点から、官民意見交換会や韓国・台湾における実態調査を実施したり、毎年の規制改革要望の重点項目として取り上げるとともに、具体的な改革案を政府のIT戦略本部で提案するなど、予てより積極的に取り組んできた。こうした取り組みと日本貿易会をはじめ関係各方面の強力な働きかけとが相俟って、電子化については、IT戦略本部におけるe-Japan重点計画に継続して盛り込まれるなど、着実な成果を挙げてきている。そうした中、具体的な成果として、2003年7月から港湾のシングルウィンドウシステムが運用を開始した。

このシステムに対しては、構想の段階で、輸出入・港湾諸手続のワンストップ化の実現が大いに期待されていたが、実際に運用が開始されてみると、利便性の面では、未だ改善すべき点が残っているとの指摘が少なくない。例えば、実際はシングルウィンドウではなく、画面を切り換えて入力するダブルウィンドウになっているため、入力作業に手間がかかる、シングルウィンドウにはなっているものの、その個別システムの稼働時間が違うために、シングルウィンドウとして使用できる時間が限られている、シングルウィンドウシステムで利用できる業務が限られている、などである。

また、シングルウィンドウシステムを含め、輸出入・港湾諸手続全体において、システム化に先立って行われるべきBPR（業務改善 - 申請書類・項目の見直し）が徹底されていないため、手続の簡素化が不十分であり、申請書類、入力項目は諸外国に比しても依然多いと言わざるを得ない。さらに、申請書類や項目について電子化が不完全であり、書類での申請と電子申請が混在する中途半端な電子化に止まっている。

2. 産業界の望む方向

産業界としては、官民合わせたシームレスな手続の流れを望ん

でいる。例えば、輸出の場合、国内でメーカーが電子的に作成したデータを、保税倉庫業者、陸運業者、ターミナルオペレーター、海貨業者、船社、輸出相手国の関税局などにそのまま電子データの形でスムーズにデータが流れていくことが重要である。わが国輸産業の国際競争力を強化していくためにも、情報の停滞によって貨物の滞留を招くことは、極力排していかなければならない。

また一方で、9.11米国同時多発テロ以降、セキュリティ強化が世界的な流れであり、わが国としてもそうした取り組みを軽視することは許されなくなっている。物流の効率化を損なわず、セキュリティを確保していくには、IT技術の積極的な活用と、コンプライアンス概念に基づいた制度設計（システム作り）が不可避となろう。この点、総論としては官民含めた関係者の認識は一致しているように思える。問題は、いかに早期に各論を具体化していくかである。関係各省庁、港湾管理者、民間が連携して、検討協議会などを立ち上げ、諸外国の取り組みなども参考にしつつ、わが国としてのシステム作りを総合的に進めていくことが急務となっている。

3 . 具体的な対応策

必要な取り組みについては、以下、5点に絞って指摘するが、一言で言うなら、「官民協調により、徹底したBPRを断行したうえで、コンプライアンス概念に基づいた諸制度を活用し、情報の共有化を図りながら、完全電子化へ移行していくこと」ではないだろうか。

第一に「諸手続の簡素化(BPR)」が重要である。紙による申請においても、手続がシンプルで、申請項目や申請書類が少ないにこしたことはない。この点は、電子申請においても同様である。従って政府は、FAL条約(Convention on Facilitation of International Maritime Traffic)の早期批准を梃子として、現在の輸出入状況や船舶の出入港状況を十分把握の上、大胆にBPRを断行し、必要最小限の諸手続とすべきである。また、関係各省

庁・港湾管理者の縦割りから生じる同種の申請書類については、できる限り共通化・統一化を図り、利用者の便宜を図るべきである。その際、特に留意すべきは、わが国の港湾管理体制である。わが国の港湾は、地方自治体が管理者となっており、国の関係省庁とは異なる独自の申請書類などを求めている。従って、わが国の複数の港湾に入港する船舶は、その港湾ごとに異なった手続を踏まなければならない。港湾ごとの申請手続きの統一化と国と地方に対する各申請手続きの統一化を図らない限り、実質的な簡素化が実現しないため、関係各省庁および地方自治体の一丸となった取り組みを求めたい。

第二にBPRを前提に「諸手続の電子化」を一層促進する必要がある。電子化については現在でも、各省庁ごとに、一定の進展をみせている。しかしながら、現在までの電子化には大きな問題点がある。それは、結局のところ、各省庁ごとのシステムの中で、あくまで部分最適に終始してしまっている点である。つまり、他システムとの連携が十分に考慮されていないため、データ交換が可能な形で電子化がなされていない場合が少なくない。例えば、従来の書類を単に電子化したに止まる、国際標準などの言語を使用していない等の理由で、相互利用ができないといった点である。電子化の効果が最大限に発揮されるのは、申請に関わる全ての関係者が漏れなく電子化に対応できる環境が整備され、シームレスな情報の流通・交換が可能となるときである。そうでなければ、結局、業務の流れにおけるどこかの地点で、再申請や再入力などの無駄な労力と余計な時間を費やすことになる。米国通関システムAMS(Automated Manifest System)へのマニフェストデータの事前提出ルール(米国税関への積込24時間前のデータ提出)に対応するため、わが国ではリードタイムとして2日余分に確保しなければならない状況にあることを想起すれば、民と民の間における情報流通においても、早急に電子化が図られなければならない。従って、わが国としては、官官間、官民間、民間間を結ぶ情報基

盤の実現が急務であり、そのために、電子申請の原則化やそれを前提としたインセンティブの付与、未電子化業者に対する支援策の時限的な導入、といった環境整備が重要である。

第三に「情報の共有化」が必要である。情報の共有化については、簡素化と電子化を前提とし、データとして必要最小限の情報を関係各省庁・港湾管理者の間で共有すべきである。情報の共有化により、複数回申請している同種の書類・項目の反復を回避し、利用者の便宜に資するべきである。この点、行政としては、「取得情報の目的外使用の禁止」という点が問題となるが、例えば、輸出入・港湾諸手続に限定し、申請者の同意を条件とした上で、共有化を図るといった検討も必要ではないだろうか。いずれにしても、この点についての議論が尽くされるべきであり、諸外国の例を参考に、情報共有化法の制定なども視野に入れて取り組むべきである。

第四に「コンプライアンス概念を活用した」諸制度の構築・運用が挙げられる。米国同時多発テロの影響により、米国の24時間ルールやC-TPAT (Customs-Trade Partnership Against Terrorism : テロ対策のための関税局・産業界パートナーシップ)などを中心に、セキュリティ強化が世界的な潮流となっている。わが国においても自国のセキュリティ確保および貿易相手国が講ずるセキュリティ施策への対応は不可避の課題である。産業界としては、こうした動きについて、異を唱えるつもりはなく、むしろできる限り協調していく方針である。しかしながら、わが国経済を支えていく上で、産業の国際競争力を強化していくこともまた重要であり、物流を阻害することなく、物流と両立した形でセキュリティを確保していく方策が求められる。このように一見相反するような要請を解決する手段は、結局のところ、IT技術の積極的な利用とコンプライアンス概念の活用ではないだろうか。前者については既述したが、後者に関しては、全ての事業者に対し一律に検査を軽減ないし免除すべきということではなく、セキュリティ優良企業にはインセンティブ措置として、それ相

応の取扱をお願いしたいということである。

最後に、以上の取り組みには真の意味で「官民の協調」が不可欠である。とりわけ、輸出入・港湾諸手続は、関係省庁・自治体および民間側の関係者も多数に上ることから、非常に複雑な課題であることは間違いない。関係各省庁間および官民が強力な連携を図り、一丸となって取り組む必要がある。

4. 国際貿易手続の観点

米国同時多発テロ以降、輸出入・港湾諸手続に関して、セキュリティ強化が世界的な潮流であることは既に述べたが、さらに国際的な動向として、もう一点だけ付言しておきたい。米国において開発が進められている、輸出入に関する全情報統合型システムのACE (Automated Customs Environment : 次期通関情報処理システム) に関してである。ACEに関する具体的な内容については、現時点でははっきりしない面もあるが、既に専門家や実務家によって、その概要が紹介されている。その中で、アカウントマネジメントという機能については、より調査を深めるとともに、わが国としての対応を検討していく必要がある。アカウントマネジメントとは、コンプライアンスを確保する観点から、輸出入者の情報をアカウントごとに蓄積・管理し、その情報を必要な税関職員等に必要なタイミングと場所で提供する機能、と紹介されているが、これは裏を返せば、関連会社も含めた一企業・グループに関する全ての取引情報を(然るべきファイアーウォールがあるとしても)瞬時に把握することが原理上・技術上可能となることを意味する。こうしたことが米国に輸出や企業進出をしているわが国企業の事業活動に何らかの影響を与える恐れは否定できない。国際競争力の強化およびセキュリティ施策の観点からも、わが国としては、関係各省庁・港湾管理者・民間の実務レベルからなるタスクチームを立ち上げるなど、本腰を入れて貿易手続の情報化に取り組んでいく必要がある。

